

議員提出議案第11号

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年12月20日 提出

提出者	琴浦町議会議員	川本正一郎
賛成者	同	小椋憲浩
	同	井木裕
	同	桑本始
	同	手嶋正巳
	同	桑本賢治
	同	山本秀正
	同	川本善孝

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

## 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

本年1月中旬から、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の流行により、鳥取県内でも一日の新規感染者数が高止まりの状態となっている。3年余になる新型コロナウイルス感染症による影響が、地域経済、とりわけ中小零細企業・小規模事業者を深刻な状況に追い込んでいる。

こうした状況下、令和5年10月1日に、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除方式として適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が実施されることとなっており、昨年10月からは、適格請求書発行事業者の登録申請が開始された。

消費税の仕入税額控除の適用に当たっては、登録事業者が発行する適格請求書が必要となる場合があるため、未登録の事業者は取引を避けられかねず、一方で、登録事業者になると、売上高にかかわらず納税義務が発生することとなり、登録の有無にかかわらず、中小企業・小規模事業者の負担が増加するという深刻な問題がある。

また、中小企業・小規模事業者は、仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況にあり、同制度の導入を契機とした廃業の増加や、複雑な納税事務を回避するため免税事業者にとどまる事業者の成長意欲の低下を招くなど、長引くコロナ禍によって打撃を受けている事業者に追い打ちをかけることになり、地域経済の衰退に拍車をかけてしまう。

よって、国におかれては、中小企業・小規模事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のため、インボイス制度の実施を中止することを強く要望するものである。

### 記

1. 令和5年10月1日の消費税インボイス制度の実施を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月20日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣